拓く会通信

時代を拓く税理士の会は税理士の資格取得の経緯や専業や兼業にとらわれず
税理士業界に貢献する目的で設立された団体です。

時代を拓く税理士の会　No. 45号
発行日　令和４年７月４日
発行者　会　　長　渡邉　文雄
編集者　広報部長　近藤　正邦
事務局　03-6380-6644　F) 03-6380-6665
東京都渋谷区千駄ヶ谷5-8-5
竹嶋マンション301
(Web)　http:/hirakukai.jimdo.com/

選考会議で推薦候補者決定

令和４年６月８日、時代を拓く税理士の会（以下、「拓く会」という）では、12月の東京税理士会役員選挙に向け、選考会議議長に大石雅也（葛飾）会員を選任し、議長から下記推薦経緯の説明を受け、推薦候補者が決定した。

拓く会選考会議議長
大 石 雅 也（葛飾）

今回、他の支援組織にも十分配慮して、会長候補は１名の推薦、副会長候補は７名のところ５名の推薦を決定しました。

現職の会長・副会長３名は東京税理士会会務活動の実績を踏まえ推薦しました。

会　長候補	足達信一会員（葛飾支部）
副会長候補	加藤眞司会員（青梅支部）
	平井貴昭会員（京橋支部）
	鴨田和恵会員（豊島支部）
	山中孝一会員（東村山支部）
	久野豊仁会員（玉川支部）

新人の山中孝一会員は加藤眞司会員と同じ８ブロック所属ではありますが、現専務理事であり過去の会務活動の実績からも推薦に値すると判断いたしました。

同じく新人の久野豊仁会員は支部活動、東京税理士会の現経理部長(常務理事)と広く会務に精通しており、「拓く会」活動については「推薦基準」を強く認識し、「拓く会」に対して強力な支援を確約されましたので、推薦を決定致しました。

各位、足達信一会長と団結し会務に邁進していただけるものと確信しております。

※詳細な経過報告は次ページ参照

久野豊仁（玉川⑤）　鴨田和恵（豊島⑥）　加藤眞司（青梅⑧）　足達信一（葛飾⑦）　平井貴昭（京橋①）　山中孝一（東村山⑧）

適切な人材を擁立し支援します

拓く税会会長
渡邉 文雄（新宿）

時代を拓く税理士の会の会員の皆様、今年は東京税理士会の役員選挙の年です。皆様には多大なご協力をお願いすることになると思います。

拓く会の大きな目的は、税理士制度を発展させ「健全な税理士会の運営及び的確な執行体制を確立する」ための誠実かつ適切な人材を擁立支援することです。

今回の選挙においてもこの目的にふさわしい、税理士制度の未来を託せる、変革の時代に対応できる役員候補者を選任いたしました。

拓く会も時代とともに女性や新しい世代の育成も非常に重要となります。会員の皆様の絶大なる応援、宜しくお願い致します。

ぜひ、皆様のご意見を寄せてください。

コロナ禍における正副会長候補推薦決定まで

総務担当　野間 口嘉平（世田谷）

この度の選考会議の運営は、コロナ禍対策に加え、前回選挙のような混乱を避けるため早期に推薦決定することを主眼に置きました。

コロナ禍において東京税理士会正副会長候補を推薦するにあたり、下記の手順により順次踏み進めてまいりました。

今後は、選考会議から本選挙に向けた支援対策会議として選対本部を設置し、各候補の地区割り決定後、支援活動をするスケジュールとなります。

会員の皆様には、宜しくお願い申し上げます。

税理士界の将来 2期目に臨んで

拓く会推薦会長候補者
足達 信一（葛飾）

この度、拓く会から会長２期目の推薦を頂き、本年 12 月に行われる東京税理士会役員選挙に臨む事となりました。

昨年の就任から１年間、拓く会から推薦を頂いた新役員が中心となり、東京会会務を進めて参りましたが、相互の協力によりスタート時から非常にスムーズな執行が出来たと自負しております。

さて、我々税理士を取巻く社会的環境は更に複雑化の傾向にあります。インボイス制度、電帳法等への対応は、税理士の専門家責任を果たす上で非常に重要な項目でありますが、研究・研修が進むにつれその実務対応の難しさが一段と浮かび上がって参りました。

果たしてこの現状をどう乗り越えられるのか、誰もが不安に思うはずです。

しかし、これまで税理士制度 80 年の歴史も変革の連続であり、我々はその都度乗り越えて更なる発展を実現して参りました。

今こそ全国の単位税理士会が一丸となり、会連合会としての日税連の下に結集し、その機能を充分に活かしてゆかねばなりません。

中小零細企業に過度な事務負担を強いること無く、納税者の信頼にこたえ、経済の活性化を計ってゆく我々税理士には、世間の期待がいやがおうにも高まり、今後、我々のフィールドは益々広がっていくでしょう。

東京税理士会は日税連と強力に連携し、先頭に立って会員の業務拡大、社会的地位の向上を通じて、日本社会に貢献して参ります。

～ コロナ禍における正副会長候補推薦決定までの流れ ～

４月７日　「正副会長会」にて大石雅也議長を選任
４月21日　「各支部幹事宛」に候補者推薦基準を添付し「推薦状・意見表明書」の提出依頼
５月２日　「各支部幹事宛」に上記提出文書をメールまたはＦＡＸでも可とする文書送信
５月17日　「常任役員会」にて選考会議議長及び構成員27名の承認決議
　　～ 推薦候補は、会長は１名、副会長は４名
６月８日　「常任役員会・選考会議」にて副会長１名の追加推薦があった
　　～ 会長１名及び副会長５名を選考会議で諮り全会一致をもってこれを承認決議

研修会報告

「インボイス制度の留意点」を受講して

時代を拓く税理士の会企画研修部
菅 沼　俊 広（麹町）

令和４年２月14日、ライブ配信にて拓く会研修会を開催しました。
「インボイス制度の留意点」と題した今回の研修は、直近の改正や動向を踏まえ、おなじみの熊王征秀税理士に講演をしていただきました。

周知のとおり、令和３年10月１日より適格請求書発行事業者の登録申請が始まりました。また、インボイス制度のＱ＆Ａも改正され、国税庁では令和３年12月から十数回のオンライン説明会を開催する等インボイス制度の周知に努めています。

登録申請が始まり、業種によっては免税事業者の登録が必要になる場合もあり、顧客への影響は大きくなるものと思われますが、税理士自身もまだまだインボイス制度への理解は進んでおらず、顧客への説明のためにも、再度、インボイス制度の留意点について確認をしていただきました。

今回は、適格請求書発行事業者の登録申請用紙の提出時期とその記載方法や、課税事業者と免税事業者間のＢtoＢでの事業形態では、免税事業者が課税事業者となる際には、簡易課税制度を選択をするのが良い点など、非常に有意義な研修会となりました。

受講生からも「インボイス制度導入までには、その運用について決まっていないことも多く、第２弾、３弾と講演をしていただきたい」という声もいただきましたので今後も企画してまいります。

■過去の研修会一覧　※今後も企画をしてまいります。ぜひ、ご参加おまちしております！

2021/02/03	税制改正と税理士法改正について	足達信一 先生・平井貴昭 先生
2021/06/09	一から始める「日本型インボイス制度」	熊王征秀 先生
2021/09/25	DiGital 時代に対応する税理士業務	神津信一 先生
2022/02/14	インボイス制度の留意点	熊王征秀 先生
2022/07/04	相続税評価の留意点、贈与税改正の動向	平川　茂 先生

厚生部 ゴルフコンペ

～ 第 32 回ゴルフコンペ開催のお知らせ ～

日 時　令和４年７月 27 日（水）　午前８時 42 分スタート
場 所　川越カントリークラブ　西コース / 東コース
集 合　午前８時を予定しています
費 用　会費 3,000 円　※プレー費用は各自負担

詳細は事務局まで！

日税連報告

インボイス制度について

東京税理士会副会長
平 井　貴 昭（京橋）

適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス方式）については、東京会は一貫してその導入に反対してきた。日税連においても、当初は東京会と同様に反対をしてきた。

しかし、インボイス方式については、全国の税理士会の意見には温度差があり、それが端的に表れたのが令和元年10月に開催された公開研究討論会での東北税理士会の研究発表のときである。この公開研究討論会の参加者約1,300名に対してインボイス方式の導入の賛否を問うたところ、その結果は賛否がほぼ同数であったのだ。

このことを受け日税連では、中小企業者の事務負担と免税事業者が対事業者取引から排除されるなどの問題について、インボイス方式の見直しを主張することとした。つまり、インボイス方式についてやみくもに反対するのではなく、「中小事業者が受け入れやすいインボイス方式」への見直しを主張することにしたのである。これがインボイス方式に対する日税連の公式見解である。

再々日税連はインボイス方式の見直しを主張しているのに対して、東京会はインボイス方式の導入に反対をしているため、その整合性について質問をいただくことがある。確かに建議は、全国の15の各税理士会に認められている。しかしながら現実には、15の税理士会が別々に建議をするよりは、税理士会全体としての意見を取りまとめ建議を行う方が効果的であるとの観点から、日税連で税制改正に関する各税理士会の意見を取りまとめ、毎年「税制改正に関する建議書」を作成し財務省等関係省庁に対して建議を行っているのである。

ところで「中小事業者が受け入れやすいインボイス方式」の具体的な内容は次の２点である。

① ３万円未満の少額取引についてはインボイスの有無にかかわらず帳簿の記載のみで仕入税額控除を認めること。インボイス方式においては、取引の都度、インボイスの有無の確認を行う必要があり、このことが中小事業者の事務負担となる。また、商慣行として取引の相手方が振込料を差し引いて振り込んできたときには、新たに返還インボイスの交付・確認等の事務負担が生じる。

②免税事業者に与える影響を極力排除する観点から、免税事業者からの課税仕入れについて仕入税額相当額の８割を仕入税額控除として控除できる経過措置を当分の間継続するよう主張している。

インボイス方式に反対することは、非常にハードルが高い。このことは、財務省等に対してということだけでなく、例えば免税事業者のいわゆる益税問題等のように国民に理解を求めることが難しい問題もあり、このことを含めハードルが高いという意味である。

また、免税事業の問題については、個人タクシーやシルバー人材センターの問題が取り上げられことが多いが、その一方で、フリーランス協会などのようにその会員に免税事業者であっても積極的に課税事業者になることを推奨し業界全体としていわゆる益税問題の解消に取り組んでいることをアピールしている団体もある。

インボイス制度については、「中小事業者が受け入れやすいインボイス方式」への見直しの実現のため、上記２点の提案について、日税連ともに東京会においても税政連の力を借りながら強力に運動を推し進めていく所存であり、是非の皆様のご理解をお願いしたい。